

令和2年9月農業委員会定例総会議事録

- 1 開催日時
令和2年9月28日(月)
開会 午後1時30分
閉会 午後2時50分
- 2 開催場所
尾張旭市役所講堂1(南庁舎3階)
- 3 出席委員
農業委員11名
- 4 欠席委員
なし
- 5 傍聴者
なし
- 6 出席した事務局職員
事務局長、事務局次長、事務局補佐、主事
- 7 議題等
第18号議案 農用地利用計画の変更について
第19号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
報告事項10 農地法第4条及び第5条の規定による届出の専決について
- 8 会議の要旨

会 長	本日はご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。 それでは、ただいまの出席委員は、11名です。 定足数に達しておりますので、これより9月の農業委員会総会を開催します。 これより議事に入ります。 総会規則により議事録を作成するため、議事録署名者を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。
委 員	【異議なしの声】
会 長	異議もないようですので、次の委員を指名させていただきます。 議事録署名者は、松原八壽雄委員、水野洋子委員にお願いをいたします。 本日の付議事件としては、第18号議案「農用地利用計画の変更について」が1件、第19号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」が2件でございますのでよろしくお願いいたします。

会 長	<p>また、農業委員会等に関する法律 第31条第1項に「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とあり、議事参与の制限が規定されています。</p> <p>以上のことから、第18号議案の議事につきましては、当事者である松原圭子委員に退席を求めることといたします。</p>
会 長	<p>それではただいまから、第18号議案「農用地利用計画の変更について」の議事に入りますので、松原圭子委員には、ご退席していただくようお願いいたします。</p> <p>【退席（事務局案内）】</p> <p>それでは、第18号議案について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 補佐	<p>第18号議案「農用地利用計画の変更について」説明をします。</p> <p>この議案は、農業振興地域整備計画に定められている農用地利用計画を変更するにあたり、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、市町村長が農業委員会の意見を聴くものでございます。</p> <p>申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。</p> <p>【調書を朗読】</p> <p>調書の説明は以上でございます。</p> <p>また、市の変更内容個別検討調書より、農用地区域除外の要件を満たす理由について、説明させていただきます。</p>
事務局	<p>【変更内容個別検討調書説明】</p> <p>第18号議案の説明は、以上でございます。よろしくご審議お願いします。</p>
会 長	<p>それでは、調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。</p>
加藤清徳 委 員	<p>9月22日、林会長、水野職務代理同伴のもと、荒谷弘美委員と現地を調査いたしました。</p> <p>申出地は、稲葉町五丁目地内で、北は県道上半田川名古屋線、南は東西に流れる矢田川と工業地域に挟まれた一団の農地で、そのほとんどが田として利用されています。申出内容は、工場の建設で、事業規模は42,271.75平方メートル、農用地利用計画変更の対象となる農地は33,160平方メートルです。東側の高圧線鉄塔と1筆の農地は、事業地対象外です。</p> <p>事業地内からの雨水排水については、2箇所地下式の雨水貯留槽に集水し、西側既設排水路に放流する計画で、汚水・雑排水につ</p>

	<p>いては、事業地南東側から公共下水道に接続する計画となっております。また、西側農地については既設の農業用水路を付け替え、東側残存農地については取水・排水ができるような措置を講じる計画であることから、周辺農地の営農や土地改良施設の機能に支障を及ぼすことはないと考えます。</p> <p>事務局からの説明と合わせて判断すると、調査員の意見としては、本申出はやむを得ないと考えます。</p> <p>よろしくご審議お願いします。</p>
会 長	説明が終わりましたので、何か質問はございませんか。
松原八壽雄 委 員	<p>水田には雨水の調整機能がありますが、水田が無くなるとその機能も失われてしまいます。</p> <p>排水計画が示されていますが、どのくらいの雨量に対応して調整池が設置される計画なのでしょう。</p>
事務局	雨水排水の基準等については、農業委員会ではなく、都市計画の開発に係る協議の際に、確認・指導していくものと考えます。
会 長	他に質問もないようですので、第18号議案「農用地利用計画の変更について」やむを得ないということに賛成のかたは挙手をお願いします。
委 員	【挙手全員】
会 長	<p>挙手全員により、第18号議案については、やむを得ないと決定いたしました。</p> <p>それでは、事務局は、松原圭子委員を入室させてください。</p> <p>【入室（事務局案内）】</p> <p>続いて、第19号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 補佐	<p>それでは、第19号議案について説明します。</p> <p>この議案は、農地法第5条の規定に基づく権利移動に関する許可申請があったため、本市農業委員会の意見を求めるものでございます。申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。</p> <p>なお、申請が2件ございますので、それぞれ調書を読み上げ、個別に審議をお願いいたします。</p>
事務局 補佐	<p>【番号1 調書を朗読】</p> <p>また、他の行政庁の許可・認可等については、建築物ではないため、特に他法令の申請はございません。</p> <p>その他、農地転用に関する許可基準からみた意見につきましては、調査された委員の方から説明をよろしくお願いします。</p> <p>番号1の説明は以上でございます。</p>

会 長	<p>それでは、番号1を調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。</p>
若杉 満 委 員	<p>9月24日、飯沼勝則委員と現地を調査しました。</p> <p>申請地は、市民プール前の宮下橋から坂を登った晴丘北交差点の北西方向約150メートルに位置しています。</p> <p>周辺状況については、南側は住宅、東西は畑、北側は資材置場となっており、申請地の地目は畑ですが、現在は休耕地で草が生えています。</p> <p>転用目的は、駐車場及び資材置場で、既存の作業場の都合により、工事車両等を置くスペースが不足することから、本社から約250メートルの申請地を選定したものでございます。</p> <p>南側及び西側境界には、ブロックを1段設置し、雨水排水については、整地後、砂利敷きの自然浸透とすることから周辺農地への影響はないものと考えます。</p> <p>以上のことから調査員の意見としては、本申請は許可相当と考えます。よろしくご審議をお願いします。</p>
会 長	<p>報告が終わりましたので、何か質問はございませんか。</p>
松原八壽雄 委 員	<p>農地を転用するにあたって、農地中間管理機構への働きかけや耕作継続の意向等は確認しましたか。</p>
事務局	<p>申請地は、もともと自作ではないため、土地所有者に耕作継続の意向はありません。</p> <p>耕作放棄地と判断される場合、土地所有者又は耕作者に、耕作継続の有無、農地中間管理機構への貸付の意向などを確認した後、土地所有者と借受希望者のマッチングができた農地について、事業を活用して権利設定を行っています。</p>
松原八壽雄 委 員	<p>地権者に耕作の意思がないということはわかりました。</p> <p>補足ですが、本申請によって、北側斜面地の管理上、何か影響が出ないか現地を確認したところ、特に影響はないものと判断いたしました。</p>
会 長	<p>他に質問もないようですので、番号1について賛成のかたは挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>【挙手全員】</p>
会 長	<p>挙手全員により、番号1については、許可相当とすることに決まりました。</p> <p>続いて、番号2について、事務局から説明をお願いします。</p>

事務局 補佐	<p>【番号2 調書を朗読】</p> <p>また、他の行政庁の許可・認可等については、建築物であるため、都市計画法の申請がされています。</p> <p>その他、農地転用に関する許可基準からみた意見につきましては、調査された委員の方から説明をよろしくお願ひします。</p> <p>番号2の説明は以上でございます。</p>
会 長	<p>それでは、番号2を調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。</p>
加藤清徳 委 員	<p>9月22日、荒谷弘美委員、松原圭子委員と現地を調査しました。</p> <p>本申請は、6月の定例総会にて農用地利用計画の変更についてご審議いただいた案件でございます。</p> <p>申請地は、西の野町地内で、稲葉町交差点から北西約50メートルに位置しており、現在は水稻が植わっていきまして、南北は道路、東西は田に挟まれています。</p> <p>転用目的は、分家住宅の建築で、賃貸住宅で間取りが狭い等の理由から、使用貸借権の設定により住宅を建築するものでございます。</p> <p>土地利用計画図によると、周囲をコンクリートブロック積みとし、雨水については集水柵を設置し、汚水については合併浄化槽により北側排水路へ放流する計画であることから、周辺農地への影響はないものと考えます。</p> <p>以上のことから調査員の意見としては、本申請は許可相当と考えます。よろしくご審議お願ひします。</p>
会 長	<p>報告が終わりましたので、何か質問はございませんか。</p>
松原八壽雄 委 員	<p>北側が排水路なのでしょうか。</p>
加藤清徳 委 員	<p>申請地北側が排水路で、南側が農業用水路です。</p>
会 長	<p>他に質問もないようですので、番号2について賛成のかたは挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>【挙手全員】</p>
会 長	<p>挙手全員により、番号2については、許可相当とすることに決まりました。</p>
会 長	<p>これをもちまして本日の付議事件は終了しました。</p> <p>次に報告事項に移ります。事務局より報告をお願いします。</p>

事務局 補佐	<p>それでは、報告事項10「農地法第4条及び第5条による届出の専決について」説明させていただきます。</p> <p>1としまして、農地法第4条による届出が、1件で336平方メートル、主な概要は、城前町地内外で露天駐車場1件です。</p> <p>2としまして、農地法第5条による届出が、7件で2,282平方メートル、主な概要は、東大道町地内外で、一般個人住宅5件、露天駐車場1件、事務所1件です。</p> <p>これらの届出については、市街化区域内の農地の転用につき、既に事務局において審査し、受理していることを報告します。説明は、以上です。</p>
会 長	報告が終わりましたので、何か質問はございませんか。
会 長	<p>質問もないようですので、本日の議事はこれもちまして終了いたしました。</p> <p>その他事務局より、委員の皆さんにお知らせなどがありますか。</p>
事務局	<p>1点ございます。</p> <p>「農地の利用状況調査」、いわゆる農地パトロールの実施についてです。</p> <p>昨年同様、現状の調査地区ごとに調査をお願いしたいと考えていますので、よろしく願いいたします。</p> <p>詳細につきましては、総会終了後の事務連絡でご説明させていただきます。説明は、以上です。</p>
会 長	<p>それでは、以上もちまして、本日の総会議事はすべて終了しました。</p> <p>次回農業委員会は10月28日(水)午後1時30分から203会議室にて開催を予定しております。</p> <p>これもちまして本日の総会を閉会します。皆さまお疲れさまでございました。</p>